

仕 様 書

本仕様書は、教育施設等に設置されている浄化槽の運転状態を良好に保つと共に水質の保全並びに公害防止のため、下記のとおり維持管理の方法を定めるものである。

なお、本仕様書は業務の大要を列記したもので、詳細については担当係員の指示によるものとする。

記

- 1 委託名 学校教育施設浄化槽維持管理業務委託
- 2 委託期間 令和8年4月1日～令和9年3月31日
- 3 委託箇所等 小中学校7校・学校給食センター

| 箇 所 名 | メーカー名 | 処 理 方 式 | 処 理 対 象 人 員 | 点 検 回 数 |
|--------------|-----------|---------|-------------|---------|
| 高平小学校 | ベスト | 単独槽 | 150 | 1回/月 |
| 高平小学校体育館 | 日章エース | 単独槽 | 45 | 1回/月 |
| 大甕小学校 | テクシス | 合併槽 | 81 | 2回/月 |
| 太田小学校 | 日立化成 | 合併槽 | 80 | 2回/月 |
| 石神第一小学校 | イナックス | 合併槽 | 90 | 4回/月 |
| 石神第二小学校 | A水技研 | 合併槽 | 280 | 2回/月 |
| 原町第三中学校 | アムズ | 合併槽 | 80 | 2回/月 |
| 石神中学校 | ドリコ | 合併槽 | 192 | 4回/月 |
| 南相馬市学校給食センター | 前沢化成工業(株) | 単独槽 | 16 | 1回/月 |

4 業務内容

- (1) 浄化槽の正常な機能を保持するため、点検回数分を槽及び附属機器の機能点検をする。
- (2) スカムの生成及び汚泥の推積状況を点検し、清掃の時期を担当者まで報告する。
- (3) インバート樹、接続管、沈殿室、沈殿池の超流堰及び排水口等に異物等が付着しないようにする。
- (4) 爆気装置にあっては散気装置が目詰まりしないようにすること。
- (5) ポンプ設備にあっては常時作動させること。
- (6) 悪臭が周囲に発散しないように必要な措置を講じること。
- (7) 上記の他、疑義事由については担当者の指示による。

5 環境への配慮

南相馬市の環境マネジメント活動について理解、協力し、南相馬市環境配慮指針集に基づき、環境に配慮した活動を行うものとする。

6 その他

- (1) 現場担当者については浄化槽法の規定による認定書の写しを契約担当者まで提出のこと。
- (2) 請負者の行った業務について不十分な場合はやり直しを命ずることができる。
- (3) 業務について施設管理者の指示にしたがうことは勿論、その他問題点が生じたときは担当者と協議のこと。